



# 傷病手当金とは

傷病手当金とは、被保険者が病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されるお金です。

病気のため、仕事に行けない…どうしよう？



## 対象者

傷病手当金の制度は、**健康保険加入者(会社の健康保険組合、全国健康保険協会等)だけが対象**です。なお、定年後の継続雇用や再就職で働く高齢者も、健康保険に加入していれば利用できます。

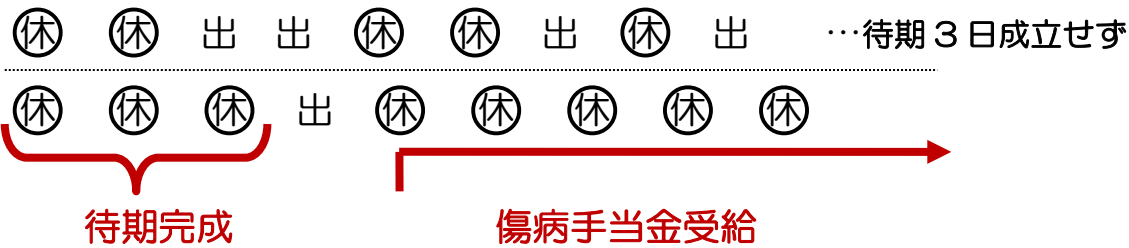
## 支給条件

傷病手当金は、次の①～④の条件をすべて満たしたときに支給されます。

- ①仕事とは関係ない病気やケガの療養のための休業であること
- ②それまで就いていた仕事に就くことができないこと
- ③4日以上仕事に就けなかったこと  
(連続して3日間仕事を休んだ後(待機期間)、4日目以降休んだ日に対して支給される)
- ④休業した期間について給与の支払いがないこと  
(手当等、一部でも給与支給があれば減額される)

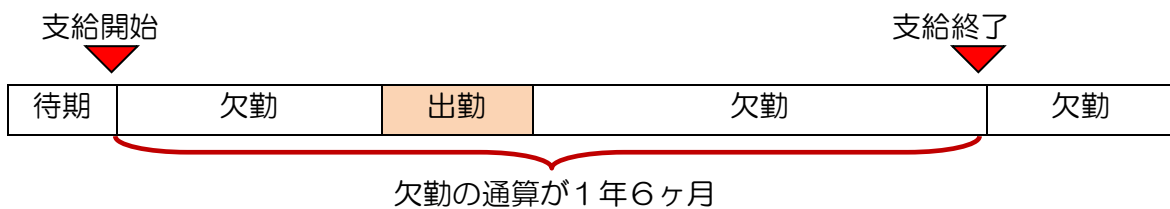
\*『待期3日間』の考え方…会社を休んだ日が連続して3日間あれば成立します。  
連続して2日間会社を休んだ後、3日目に出勤した場合には、『待期3日間』は成立しません。

< 例 >



## 支給される期間

傷病手当金が支給される期間は、**支給開始日から通算1年6ヶ月**です。支給開始後、通算1年6ヶ月を超えた場合は、仕事に就くことができない場合であっても、傷病手当金は支給されません。



## 支給される金額

支給額は、加入している健康保険組合によって異なります。基本的には1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12か月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額です。

< 例 >

標準報酬月額の平均が300,000円の場合。

1日につき  $300,000 \times 30 \text{分の} 1 (10,000 \text{円}) \times 3 \text{分の} 2 = 6,667 \text{円}$   
(50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は切り上げる)

## 傷病手当金が支給停止（支給調整）される場合

- ①傷病手当金と出産手当金が受けられるとき
- ②資格喪失後に老齢（退職）年金が受けられるとき
- ③障害厚生年金または障害手当金が受けられるとき
- ④労災保険の休業補償給付が受けられるとき

## 傷病手当金の申請の流れ



①病気・ケガの発生



②会社に報告する



③申請書を用意する



④医師に証明書の作成依頼をする



⑤事業主に証明書の作成依頼をする



⑥保険者に申請書を提出する



傷病手当金は今すぐ必要でなくても、将来病気やケガをして働けなくなってしまったときに必要になるかもしれません。傷病手当金は自分で申請をしないと受けられませんので、申請の流れを知っておくと、万が一の時にもスムーズに手続きができます。



## 申請書について

申請書には療養担当者の意見欄があります。医療機関にて証明いたしますので、**⑬書類受付にご提出ください。**

記載の内容は、2024年1月の情報に基づいています。今後の制度等の改定により内容に変更が生じる可能性がございますのでご了承ください。

埼玉県立循環器・呼吸器病センター  
患者サポートセンター